

# うらそえ 美らまちサポーター制度 実施要綱

## 目 的

### (第1条)

- 1 市が管理する道路等（植栽帯、緑地帯、里道、残地、その他）など、公共の場所を対象に「清掃」、「除草」、「草花植栽」、「散水」等を行い、快適で“歴史文化の薫り高い”美しいうらそえを創るために、定期的にボランティア清掃活動等を行っていただく、『美らまちサポーター制度』を創設し、市内全域に展開していくことを目的とします。

## 定 義

### (第2条)

- 1 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めま  
す。
  - (1) 道路等 浦添市が管理する道路等（植栽帯、緑地帯、里道、残地、その他）をいいます。
  - (2) 公共の場所 第1条の目的を達成できると認められる場所をいいます。
  - (3) 団体等 自治会その他これに類する組織、サークル等の非営利団体、企業等の法人又は法人の構成員からなる任意団体及び家族をいいます。
  - (4) 美らまちサポーター 浦添市都市建設部美らまち推進課に登録し、本要綱で定める場所等においてボランティアとして清掃活動等を行う個人及び団体等をいいます。
  - (5) サイン 美らまちサポーター の名称と活動範囲がわかるように設置する看板をいいます。

## 登録要件

### (第3条)

- 1 美らまちサポーターとして、登録することのできる個人及び団体等は、次の号に該当しないものとします。
  - (1) 市がサポーターとして適当でないと判断した個人及び団体等。

## 登録申出

### (第4条)

- 1 美らまちサポーターとして、登録しようとする個人及び団体等は、美らまちサポーター登録申出書（別記様式第1号）に美らまちサポーター登録申出団体等構成員名簿（別記様式第2号）を添えて、美らまち推進課に提出します。ただし、個人については（別記様式第1号）のみとします。

## 覚書の締結等

### (第5条)

- 1 市は、前条の規定による申出を受けた場合は、当該申出の内容について審査を行います。
- 2 市は、前項の審査の結果、美らまちサポーターとして登録することが適当と認めた当該個人に対して、美らまちサポーター認定証を交付します。また団体等については、美らまちサポーター協定書（以下「協定書」という。）を締結し活動できるようになります。ただし、第1項の審査の結果、美らまちサポーターとして登録することが不相当と認めるときは、申出を行った個人及び団体に対して、その理由を付して登録しない旨を文書により通知します。

## サインの設置

### (第6条)

- 1 市は、美らまちサポーターがボランティア活動を行う区域・区間・場所内で管理上支障のない位置にサインを設置します。ただし、美らまちサポーターがサインの設置を希望しない場合は、この限りではありません。

## 美らまちサポーターの責務

### (第7条)

- 1 美らまちサポーターは、第5条第2項の規定により作成した協定書の内容を誠実に実行するものとします。
- 2 美らまちサポーターは、原則として自己の責任においてボランティア活動を行います。解決が難しい重要かつ重大な問題が生じた場合は、市と協議します。
- 3 美らまちサポーターは、ボランティア活動の予定について、活動を行なおうとする日から起算して7日前までに美らまち推進課に連絡していただきます。
- 4 ボランティア活動により収集した一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物の処理にあたっては、市の指示に従って頂きます。

## 支援内容

### (第8条)

- 1 市は、ボランティア清掃活動等の安全性を確保するため、美らまちサポーターの構成員を被保険者として、傷害保険に加入します。

- 2 市は、美らまちサポーターに対し、緑化活動等に必要なたんぼの設置、草花、花の種子、苗木、土、肥料等を支給し、清掃用具等については貸与することができます。
- (1) 第2項の規定によるたんぼの設置、支給品及び貸与品の支援を受けようとする場合は、美らまちサポーター支援申請書（別記様式第3号）・（別記様式第4号）に支援品目を記入し、美らまち推進課に提出します。
- 3 市は、美らまちサポーターの求めに応じて、安全指導及び技術指導を行うことができます。
- 4 市は、一般廃棄物の収集について、必要に応じて美らまちサポーターに協力します。

### 登録の取消し

#### （第9条）

- 1 市は、美らまちサポーターが登録の取消しを申し出たときは、市と協議の上で、登録の取消しをすることができます。
- 2 市は、美らまちサポーターが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市長の同意を得た上で、美らまちサポーターの登録を取り消すことができます。
- (1) 申出内容に虚偽があったとき又は第3条に規定する登録要件を満たさないとき。
- (2) 市は、前2項の規定による登録の取消しを行った場合は、「取消し日」を明記した文書で速やかに当該個人及び団体等に通知します。

### 附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行します。

### 附 則

この要綱は、平成29年6月19日から施行します。

### 附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行します。